

令和 7年1月15日

市民税・府民税 課税資料の回送漏れについて

本市に提出のあった転出者の確定申告書データについて、本来、賦課期日現在の住所地の自治体にデータを回送すべきところを、回送できていない事案が発生しましたので、その概要と対応状況についてお知らせします。今後は、再発防止に努めてまいります。

【事案の概要】

市民税・府民税の賦課期日は1月1日であり、賦課期日現在で転出された方の確定申告書データが前住所地に提出された場合、前住所地から転出先の自治体へデータを回送することになっていますが、A自治体からの指摘により回送できてないデータが存在することが判明しました。

【発覚の経緯】

令和6年12月18日、A自治体から「A自治体に住所を有する方の確定申告書の提出がないか」と照会があり調査したところ、本来A自治体に回送すべき確定申告書が未回送となっていたことが発覚したものです。

【未回送の内容】

関係自治体（本来回送すべき自治体）：3自治体
確定申告書（当初申告）：3名分4件

【対応状況】

未回送となっていた自治体へ状況を報告するとともに、確定申告書を回送しました。各自治体において、追加課税や還付が行われる見込みです。

【未発送の原因】

システム上でエラーチェックの対象となっていた確定申告書データの確認漏れがあったため、データが回送されることなく、そのままとなっていたもの。

【再発防止策】

確定申告書の全件チェックを複数名で行います。